業　務　連　絡

令和８年６月１５日

会　員　各　位

（一社）山口県自動車整備振興会

事　業　課

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理ついて

別紙「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日付、国自旅第３７号)」に基づき、車両整備管理に関する取扱いが以下のとおりに定められましたことのお知らせがありましたので展開いたします。

業　務　連　絡
令和８年６月２日

各　自動車整備振興会　御中

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
教育・技術部
事　業　部

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

前略　当会において事業部より、業務連絡「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等に関するパブリックコメントの募集について（令和８年４月２０日付）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省物流・自動車局自動車整備課長より、当該軽自動車タクシー事業に関する車両整備管理に係る通達が別添のとおりありましたのでお知らせいたします。

なお、本通達に関わる各通達を参考資料として添付いたしますので、必要に応じて貴会傘下会員事業者に対して周知くださいますようお願いいたします。

草々

＜添付資料＞

①別　添：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について
（国自整第４９号）

②参考１：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）
（国自整第５０号）

③参考２：「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について（国自旅第３６号）

④参考３：タクシー事業における軽自動車の活用について（国自旅第３７号）

≪本件に関する問合わせ≫
教育・技術部　技術課　日下部、岩堀
事　業　部　指導課　根本、後藤、石原

別添

国 自 整 第 49 号
令 和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局　自動車整備課長
（公印省略）

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日、国自旅第 37 号）」別紙６．に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

国 自 整 第 49 号
令 和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局　自動車整備課長
（公印省略）

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日、国自旅第 37 号）」別紙６．に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

１．点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①日常点検整備（法第 47 条の２）（１日１回、運行開始前に実施する点検）
・自動車点検基準別表第１

②定期点検整備（法第 48 条）（３か月ごとに行う定期点検）
・自動車点検基準別表第３

２．年次検査

（１）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。

（２）（１）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。

（３）（１）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。

（４）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。

（５）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。

（６）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を２年間保存すること。

参考１

国自整第 50 号
令和８年６月１日

軽自動車検査協会理事長　　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日、国自旅第 37 号）」別紙６．に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日、国自整第 49 号。）以下単に「通達」という。）」において定めたところ。

通達２．（１）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達２．（４）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

ついては、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

１．手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

２．検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

３．年次検査の実施方法等

（１） 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第１項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。

（２） 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下３桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。

（３） 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第３項の規定を適用するものとする。

（４） 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。

なお、上記によらない場合は、再度受検を行うのものとして改めて手数料の納付を行わせること。

（５） 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。

（６） 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第１項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。

（７） 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、２年間保存すること。

４．その他

（１） 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。

（２） その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽検協関係者で協議し実施すること。

以上

参考２

国自旅第３６号
令和８年６月１日

各地方運輸局長　　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

（別紙）

改　正	現　行
国自旅第１００号 平成１３年１０月２６日	国自旅第１００号 平成１３年１０月２６日
一部改正　平成１４年　４月１１日国自旅第　８号 平成１４年　７月１６日国自旅第　７８号 平成１６年　９月１６日国自旅第　１４８号 平成１８年　９月２５日国自旅第　１１３号 平成１８年１０月３１日国自旅第　２０８号 平成２１年　９月２９日国自旅第　１５５号 平成２２年　６月２１日国自旅第　５０号 平成２６年　１月２４日国自旅第　４０９号 平成３１年　４月２６日国自旅第　３０号 令和　２年１１月３０日国自旅第　３１３号 令和　３年１０月２９日国自旅第２９７号の３ 令和　５年　６月２７日国自旅第　６３号 令和　８年　６月　１日国自旅第　３６号	一部改正　平成１４年　４月１１日国自旅第　８号 平成１４年　７月１６日国自旅第　７８号 平成１６年　９月１６日国自旅第　１４８号 平成１８年　９月２５日国自旅第　１１３号 平成１８年１０月３１日国自旅第　２０８号 平成２１年　９月２９日国自旅第　１５５号 平成２２年　６月２１日国自旅第　５０号 平成２６年　１月２４日国自旅第　４０９号 平成３１年　４月２６日国自旅第　３０号 令和　２年１１月３０日国自旅第　３１３号 令和　３年１０月２９日国自旅第２９７号の３ 令和　５年　６月２７日国自旅第　６３号
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長

物流・自動車局長	自動車交通局長
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。
（略）	（略）
３．車種区分 車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。	３．車種区分 車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。
（略）	（略）

（別表）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
普　通　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち乗車定員６名以下のものであって、排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付け国自旅第３７号）別紙１．に基づき地方運輸局等が公示する地域以外においては、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないものに限る。
大　型　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 患者輸送車又は車椅いす移動車であって乗車定員７名以上のもの。

（別表）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
普　通　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６名以下のもの。
大　型　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。
備　　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。
備　　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

国自旅第３６号
令和８年６月１日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第３６号
令和８年６月１日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第３６号
令和８年６月１日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

参考３

国自旅第３７号
令和８年６月１日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　　殿

物流・自動車局旅客課長
（公印省略）

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、ＬＰＧスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてＥＶ軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

ついては、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

別紙

タクシー事業における軽自動車の活用について

１．対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

２．手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第３項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

３．導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年８月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙１．（４）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が１０両以上の地域：営業所の配置台数の２割まで
②上記以外の地域　　：営業所の配置台数の５割まで
※小数点以下は切り捨てとする。

４．運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

５．導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第３条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第２条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
②ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

６．車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

７．利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。

②タクシー乗り場において混乱等が生じないよう、必要な対策が講じられているか。

③タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。

④軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。

⑤その他必要な対策が講じられているか。

国自旅第３７号
令和８年６月１日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

国土交通省物流・自動車旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国 自 旅 第 ３ ７ 号
令 和 ８ 年 ６ 月 １ 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 旅 第 ３ ７ 号
令 和 ８ 年 ６ 月 １ 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長　殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。